公式大会規定

第１条 連盟の主催する公式大会は、次の大会とする。なお、実施要綱はその都度定める。

１． 区民春季体育大会＝１部・２部・３部Ａ・３部Ｂ・３部Ｃ・一般（一般区民）制とする。
上部大会予選を兼ねる。但し一般は除く。

２． 区民総合体育大会（佐藤喜一記念大会）＝１部・２部・３部Ａ・３部Ｂ・３部Ｃ・一般（一般区民）制とする。上部大会予選を兼ねる。但し一般は除く。

３． 区民秋季体育大会＝１部・２部・３部Ａ・３部Ｂ・３部Ｃ・一般（一般区民）制とする。
上部大会予選を兼ねる。但し一般は除く。

４． 春季・夏季・秋季マスターズ大会（壮年）４５歳以上とする。
但し、女性につては年齢を問わない。

５． その他連盟が定める大会

第２条 連盟規約第７条・第８条・第１０条・第１４条及び登録規定に定める手続きを行い、その年度の会員資格を取得した者でなければ出場はできない。

第３条 公式大会出場チーム又は、選手が次の各号に該当するときは、規約第３４条及び大会委員の合議により、それ相当の処分を行う。

１，不正登録チームの場合

① 試合中に発見された場合は相手チームの勝利とする。

② 試合終了後に発見された場合は対戦相手チームの勝利とする。

③ 決勝戦において試合終了後に発見された場合は準優勝チームの優勝とする。

④ 個々の選手の不正はチームの責任とする。

２．試合に関連して暴力行為をした選手は即時退場とする。当該試合以降最低１年度は出場を停止とし、所属チームにも何らかのペナルティーを与える。このペナルティーを最低として処理する。

３．各 チーム及び選手は、審判員の下したいかなる判定に対しても従わない場合。

４．チーム、選手及び観客が大会秩序を乱し軟式野球の発展を阻害するような言動・大会の進行を妨げる行為をした場合。

５．上記の処置は、すべての大会に適用する。

第４条 第３条のようなトラブルが発生の時、当該チームは規律委員会の参考となるような資料を提供する。

第５条 各大会の優勝チームは上部大会に出場する。

第６条 この規定の変更は、理事会の議決を経て行う。

１．平成２５年 ２月 ２３日（見直しをして改正）